

令和4年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 1月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第5号 令和4年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、令和4年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、2番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日1月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをお開きください。

まず、1月の業務報告についてになります。

4日に、「仕事始め式」が行われております。

7日と11日に、18条関係の事務協議等を行っております。

12日に、「西都児湯市町村農業委員会事務局長会議」が開催をされました。

1月の総会関係につきましては、20日に現地調査を行いまして、本日の28日が総会となっております。

続きまして、2月の業務計画でございます。

4日に、「国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区に関する準備会」が開催をされます。

10日に、あっせん委員会を開催いたします。

14日と17日になりますけど、「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」から「女性農業委員連絡協議会」、「農業委員と推進委員の研修会」が、予定をされておりましたけど、新型コロナの関係で中止ということで、連絡がきております。

2月の総会関係になりますけど、21日に現地調査、28日が総会になっております。

2月の総会の前に、「高鍋町農業後継者結婚相談連絡会臨時総会」ということで、以前の総会のお話しをしておりました件で、もろもろ清算等が済んでおりますので、解散ということでの、締め総会という形になります。全部総会が終わりまして、その後に「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催をされます。よろしく願いいたします。

年度末が近づきまして、総会とか会議等がいろいろ予定をされる時期ではあるんですけど、新型コロナの関係がこのような状態にありますので、書面議決だったり、中止、延期、そういうものがもろもろ入ってくる可能性がありますので、御承知願いたいと思います。

業務報告等については、以上です。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告書を申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条申請2件、1月12日付けで許可となっております。以上です。

4ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。
御確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5ページをお開きください。議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年12月20日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 1, 286㎡ ほか2筆

2番 令和4年1月12日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

畑 2, 509㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

場所は〇〇線を〇〇方面に行きまして、〇〇地区を過ぎますと、〇〇がありますが、〇〇の橋桁のすぐ下でございます。

今回はそこに、昭和60年頃に家を造られたということで、そこは15ページを御覧いただくと分かるかなと思います。

真ん中の****番*というのが、現在建っております住宅でありまして、その周りが畑のままだったということで、今回追認ではございますが、進入路及び駐車場、アトリエとか、車庫、それに〇〇の送迎用の車の乗入れ場ということで、この〇〇の送迎用の車の乗入れ場というのは、後ほど5条で出てくると思いますが、既に今までずっと進入用道路とかで使われておったということで、始末書が添付されておりますし、また、工事につきましては、追認につき、工事費は発生しない。それと、進入路はアスファルトで舗装がされておりますため、土砂の流出等はありません。

なお、雨水につきましては、周りに側溝が付けてありまして、側溝柵に行くような敷設となっております。以上でございます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。隣接する宅地部分への進入路が必要であったことや宅地部分に駐車スペースがないことから、申請地以外では目的を達成できない旨の記載がされた書類が申請書に添付されております。第2種農地ですが、転用はやむを得ないと判断されます。

11ページから14ページはそれぞれの図に申請地の位置等を示したものです。13ページの字図で****番*の北側の隣接地が表示されていませんが、〇〇であることを示す資料として、14ページに地籍測量図を添付しております。

また、申請地には、〇〇〇〇の地役権が設定されており、転用について、「登記簿に記載のある地役権設定条項を遵守するよう条件を附して同意する」という同意書が申請書に添付されています。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の1の案件と、1番の2の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。18ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 241㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場、回転場です。

1番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 415㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、〇〇、休憩場です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番山口、説明いたします。

場所は21ページをお開きください。場所は先ほど幸妻委員が説明されたところと同じです。それで、県道がここに通っていて、その三角のところは県道沿いにあります。現在は、雑木が生えた状態で、長年放置してあったようです。

地目は畑になっていますけども、畑の痕跡はほとんど見受けられません。たぶん埋めたということだと思います。

それともう1つ、こっちの右側は、木はそんなに生えていませんでした。こも地目は畑ということになっていますけど、全然畑の様子は見られませんでした。

それで、転用目的はその三角形が回転場駐車場ということです。それで、1の2右側の四角い方はレストハウスと〇〇にする予定だそうです。

それで、レストハウスの建築費が、〇〇〇〇円で、駐車場が〇〇〇〇円、合計で〇〇〇〇円ということで、申請がなされています。説明は以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。申請地は、譲受人の〇〇事業所から適度に近く、申請地の***番*は以前から自然体験の場として利用しており、先ほど4条申請のあった土地の隣接地で〇〇の送迎も行えるということで、申請地以外では目的を達成できないという書類が申請書に添付されており、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと判断されます。

19ページから21ページはそれぞれの図に申請地の位置等を示したものです。

22ページを御覧ください。駐車場と回転場の図面です。整地をして赤い線のように周囲をブロックで囲み、土砂や雨水が流出しないようにし、雨水は地下浸透させます。

駐車場の工事で、木の伐採や整地で里道の部分にかかわるということで、町の建設管理課との協議が済んでおります。

23ページを御覧ください。〇〇と休憩場の図面です。〇〇や休憩場は、整地をし、土砂が崩れないよう擁壁やブロックで囲み、〇〇の安全のため、囲いより内側にフェンスも設置するとのこと。

汚水が出るのがトイレのみですが、汲み取り式で、その他の汚水の発生はありません。なお、万一問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。

資金については、先ほど山口委員から説明がありましたけれど、全額自己資金で対応をされます。申請書に銀行の残高証明書が添付されており、資金について問題ないと判断します。

申請地には、〇〇〇〇の地役権が設定されており、転用について、「工事に伴う重機等の使用については、保全担当と打ち合わせを行うこと」や「登記簿に記載のある地役権設定条項を遵守すること」などの条件を附して同意することの同意書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の1の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1番の2の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 852 m² ほかに1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権の移転です。

〇〇〇〇さんは畜産、そして、早期水稻などを栽培されております。

申請地は〇〇地区の〇〇横の〇〇川を北西へ250 mほど行った、農地で2筆あり、2, 652 m²及び水田です。

現地を確認しましたところ、ロータリーがかけてありました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 280㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権の移転です。

申請地は〇〇から東へ300mほど行った農地で、3, 280㎡の畑です。

現地を確認したところ、牧草が植えてありました。

価格は○○○○円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 100㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は大字〇〇地区の 4 筆で、〇〇から南へ 250 m ほど行ったところの〇〇がある農地です。登記地目は畑となっていますが、現在は水田として利用されております。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地を買ってほしいという打診があり、お話がまとまったようです。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、幅広く早期水稻を作付しておられます。

4 筆合計の対価として、〇〇〇〇円が今年の 2 月 9 日に支払われるそうで、現地を確認したところ、4 筆ともきれいに耕運された状態でした。以上です。

[事務局]

すいません。ちょっと訂正いいですか。

[議長]

はい。事務局。

[事務局]

はい。すみません。議案について訂正をさせてください。今、小嶋推進委員からの説明にもありましたが、議案に登記簿、現況共に畑で記載がされておりますが、現況が田であることを事務局も確認しまして、所有権移転の計画書は現況田で作成をさせていただいております。利用目的も議案にありますように田となっておりますので、お手数ですが、議案中、地目の現況のところ、4 筆すべて田に訂正をお願いします。失礼しました。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 911㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員、坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

担当推進委員を代表して、推進委員6番、お願いします。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は〇〇から西へ350mほど行ったところの1筆と、この農地から北へ250mほど行ったところの〇〇地区の1筆で、先のあっせん委員会です。まとまった案件です。

〇〇〇〇さんは〇〇歳で現在、〇〇頭を飼育されている和牛繁殖農家です。

対価として10a当り〇〇〇〇円の2筆合計で、〇〇〇〇円が本年2月10日に支払われるようです。

現地を確認したところ、〇〇地区の1筆は牧草が作付けされ、〇〇地区の1筆は東半分がラップの牧草置場になっており、西側の半分には牧草が作付けされていまして。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

次に、利用権設定です。

1番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

【幸妻正浩委員 退室】

それでは始めます。

1番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 438㎡ ほか4筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの期間満了に伴う更新です。

申請地は〇〇地区の〇〇から南に約 5 0 m 先を右折して、1 5 0 m 先の右側になります。農地は 5 筆ですが、1 枚で耕運がされてました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

それでは続けます。

次の 2 番の案件につきましては、「利用権を設定する者」が、松井正一郎委員本人である案件でありますこと、また、3 番の案件につきましては、「利用権を設定する者」が、松井正一郎委員の同居の親族に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、松井正一郎委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

松井正一郎委員は、退室をお願いします。

【松井正一郎委員 退室】

では、続けます。

2 番と 3 番の、2 件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,065㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇との期間満了に伴う更新です。

申請地は〇〇から北に約200m先の十字路を左折して、また約200m先の十字路を右折した右側です。右側が****番*と****番*で2筆が1枚で、麦が作付けされていました。そこから15mほど北に行った左側が****番*で耕運がされていました。その道を北に約300m道なりに行くと、〇〇の〇〇橋があり、その橋を渡ってすぐ、左折した突き当たりに****番*と****番*と****番*で、これが次の案件にもある分と一緒にあって、7筆あってそれが1枚になっていました。

****番*と****番*は、今説明した農地の西側になります。それぞれ耕運がされていました。

契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1.83㎡ ほかに2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの期間満了に伴う更新です。

申請地は先ほど説明しました、〇〇〇〇さんの7筆になっているところの一部に含まれています。

契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番と3番の、2件の案件について、一括して採決することといたします。

2番と3番の、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

松井正一郎委員は、席へお戻りください。

【松井正一郎委員 入室】

次の4番から15番まで、12件の案件につきまして、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 561㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの期間満了に伴う更新です。

申請地は〇〇から南に約50m先の十字路を左折し、約300m行った右側が、****番*で野菜が数種類植えてありました。

****番はそれから西に畑を2枚ほど挟んだ西側になります。

千切り大根が作付けをされていました。

契約期間は3年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2, 314㎡

利用権を設定する者 ○〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定です。

申請地は〇〇から南に約150m先を左折して、100m先の左側になります。農地は耕運がされていました。

契約期間は3年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 591㎡

利用権を設定する者 ○〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは先ほど坂本実推進委員が述べられましたので、省略させていただきます。

申請地は〇〇線の〇〇から北西へ 6 0 0 m ほどのところの十字路から北へ 3 5 0 m ほどの農地になります。

現地を確認したところ、半分は野菜が定植してあり、残り半分はビニールのないハウスが 1 棟と、きれいにロータリーしてありました。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当り 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 9 ページをお開きください。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 3 8 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。

〇〇〇〇さんは早期水稻、白菜、キャベツなどの栽培をされており、及び飼料稲の刈取りなどもされています。

申請地は〇〇地区で〇〇の手前、〇〇川の〇〇橋を南へ400m行き、それから東へ100m行ったところの農地1,388㎡の水田です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は3年間で、金額は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3,494㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより〇〇〇〇へ新規での利用権貸借の申請です。

〇〇〇〇は〇〇で〇〇、〇〇、〇〇、〇〇など幅広く生産し、販売をされております。

今回の申請地は、〇〇と〇〇を分断して、〇〇と〇〇の境目の十字路を東に130mのところ、〇〇の直売所があります。それより東に進むこと100mぐらいのところの3,494㎡の畑です。

現地はきれいにロータリーがかけてありました。

期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の9番から15番まで、7件の案件につきましては、農地中間管理事業を

活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 4, 036 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんと県農業振興公社との農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

耕作者は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんは水稻、キャベツ、白菜などたくさん耕作されております、認定農業者であり、申請地は県道〇〇線を、〇〇を上りつめたところの最初の右側の畑です。〇〇の坂を上がつた右側の最初の畑です。4, 036 m²。

現地を確認したところ、きれいにロータリーがかけてありました。

期間は10年で、年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30ページをお開きください。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2,935㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより県農業振興公社へ中間管理事業を介しての新規での利用権貸借の設定です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんの耕作物は先ほど述べたので、省略させていただきます。

申請地は〇〇を上り詰めた、先ほどの〇〇〇〇さんの南隣になります。2,935㎡の畑です。ロータリーがかけてありました。

期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4,578㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより県農業振興公社の農地管理事業を使つての新規での利用権の設定です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

申請地は〇〇の工場から、東に110mほどのところではす。

申請地の南側隣も西隣も、〇〇〇〇さんがキャベツ、白菜を植えて、取り入れ収穫をされて、整地されておりました。

期間は10年で、貸借料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 700㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

申請地は〇〇地区の〇〇から進み、約10m先を左折し、約10m先の右側が****番*で、そこから更に10m先の左側が****番*になります。どちらも耕運がされておりました。

契約期間は5年間で、無償ということです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31ページをお開きください。

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1, 4 3 6 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

申請地は今説明いたしました、****番*の西隣になります。2筆ですが、1枚で耕運されていまして。

契約期間は5年間で、10 a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 8 4 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

申請地は今説明しました、〇〇〇〇さんの****番*の手前の北側に入り

ます。農地は耕運がされてきました。

契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 109㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、以前から強化法による利用権設定をしてきましたが、満了に伴い今回、新規に農地中間管理事業を活用し、更新を行うものです。

申請地は〇〇****番、1, 109㎡です。場所は〇〇の駐車場北側の入口前を南に50mほど行った道路西側に位置します畑です。

一帯は現状、隣接する畑と1枚に整備され、〇〇が植栽されております。

契約期間は10年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

4番から15番まで、12件の案件について、一括して採決することといたします。

4番から15番まで12件の案件について、原案のとおり決定することに賛

成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第5号「令和4年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。32ページを御覧ください。

議案第5号「令和4年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」です。

この件につきましては、農地法52条に基づき情報提供を行うものです。本案は、1月12日の西都・児湯管内農業委員会事務局長会議で協議された結果をもとに、作成いたしております。

令和3年度からの変更点は、税込み表示としたこと、真ん中あたりの「コンバイン刈取」の作業料金が14,740円から15,730円に変更になったこと、下の方の「空中防除（ドローン）」の項目が追加されたことです。

この料金は、あくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること、時間賃金は、最低賃金法に基づく金額であることがわかるように表示し、公表することといたしております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

はい。

[議長]

はい。5番。

[5番]

ちょっと質問なんですけど、このドローンの空中防除が初めて10a当たり1,

800円というのが入ってますけど、実は我々の〇〇の会議でもこういうのが議題になったんですが、これはオペレーターの料金も入ってのことですか。

[事務局]

オペレーターの料金ですか。

[5番]

運転手。

[事務局]

だから運転手まで込みです。全て込みで。農薬は込みではありません。

[5番]

はい。

[事務局]

だから農薬別途という記載をしてあるということで。

[5番]

オペレーターは免許がいるんですかね。

[事務局]

サイズによるんじゃないですか。許可とか貰っている、貰っていないとかがあったと思います。

[推進委員3番]

資格が必要ですね。

[推進委員5番]

来年から資格がないとだめよね。去年までは資格がなくてもよかったけど、次回からは、なんか免許がいるような話をしよったね。

[5番]

どこでするんですか。

[推進委員5番]

なんか講習受けないかとやない。なんか講習金額がセッティングされていると聞いたんですよ。

[推進委員3番]

最近はいくつかあるんですよ。こちらでいくと〇〇とか、あります。

以前は農機具屋さんのところ、主体になって行ったりとか、〇〇とか、そういう農薬メーカーとかが行っております。費用は大体400,000から500,000くらいでしょうか。

[5番]

はい。分かりました。

[議長]

ほかに何かございませんか。

[事務局]

補足していいですか。

[事務局]

金額とかの表示が昨年と違ったという説明を大嶋がしましたけど、本来でいくと、以前からの法改正で総額表示をなさいというのが、去年の4月1日以降は義務付けされてます。いわゆる総額表示というのが、税込み表示をなさいと、事業とかそういうもの全てにおいてというところがあって、あくまで参考価格の設定ではあるんですけど、郡内いわゆる事務局長会議でいろいろ話をしていて、昨年までも税抜き表示のところ、税込みで出しているところ、県内でもまちまちでございました。これはやっぱり好ましくないということと、

数字だけ言葉で言うときに、わざわざ税込み税抜きという言葉が発しないことから、誤解を招いているケース等もやっぱり見受けられましたので、今回の部分をこういう表示をしております。

後で、昨年の額と今年の額と両方左右に掲載しているもの回しますので、見ていただくと若干見方も変わるかなと思いますけど、実際もこれを配布となると、この議案の上の「第5号」というところと、「承認について」というところがない、下の部分が印刷されたものを、配布する形になると思います。

昨年まで、回覧版で確か地域を回しているんですけど、コロナの関係で回覧版は駄目だとなっているので、農家さんじゃなくても、農地を持って、貸したりとかあると思うので、今回は、全戸配布をしようというふうに考えておるところでございます。補足としては以上です。

コンバインの関係というのが、金額等を調べてもらいました。今、事務局が新富町なんですけど、10年間ほど変わっていないと、それ以前は資料で確認ができないということもありました。県内のあちこちの状況とかを踏まえたいので今回改正を行ったところで、その数字ということで、今回金額が、刈取りが15,730円ということで設定をしております。

注意書き等にも書いてますけど、圃場の形とか、面積とか、いろいろその辺のもので変わるとは思いますけど、あくまで参考の価格という表示になりますので、よろしく願いいたします。補足以上です。

[議長]

そのほか何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

(閉会 15時03分)